

委託業務共通仕様書 新旧対照表

現行条文(R2.4)						新条文(R3.4)										
編	章	節	条	項	項以下	編集節条 (項目見出し)	現行条文	編	章	節	条	項	項以下	編集節条 (項目見出し)	新条文	改訂理由
<b>第1編 共通編</b>																
目次	1		1126			受注者の賠償責任	第1126条 受注者の賠償責任 …………… 1-11	目次	1		1126			受注者の賠償責任	第1126条 受注者の賠償責任等 …………… 1-11	軽微な修正
1	1		1102			用語の定義	共通仕様書に使用する用語の意義は、以下の各号に定めるところによる。	1	1		1102			用語の定義	共通仕様書に使用する用語の定義は、以下の各号に定めるところによる。	誤記修正
1	1		1102	13		用語の定義	13.「約款」とは、大分県土木設計業務等委託契約約款(平成29年大分県告示第230号)をいう。	1	1		1107	13		管理技術者	13.「約款」とは、大分県土木設計業務等委託契約約款(令和3年3月31日大分県告示第255号)をいう。	諸基準類の改定に伴う修正
1	1		1102	22	2			1	1		1102	23		用語の定義	23.「催告」とは、発注者又は受注者が相当の期間を定めて相手方に契約内容の履行を求めることをいう。	諸基準類の改定に伴う修正
1	1		1102	23		用語の定義	23.「請求」とは、発注者又は受注者が契約内容の履行あるいは変更に関して相手方に書面をもって行為、あるいは同意を求めることをいう。	1	1		1102	24		用語の定義	24.「請求」とは、発注者又は受注者が契約内容の履行あるいは変更に関して相手方に書面をもって行為、あるいは同意を求めることをいう。	軽微な修正
1	1		1102	24		用語の定義	24.「通知」とは、発注者若しくは調査職員が受注者に対し、又は受注者が発注者若しくは調査職員に対し、設計業務等に関する事項について、書面をもって知らせることをいう。	1	1		1102	25		用語の定義	25.「通知」とは、発注者若しくは調査職員が受注者に対し、又は受注者が発注者若しくは調査職員に対し、設計業務等に関する事項について、書面をもって知らせることをいう。	軽微な修正
1	1		1102	25		用語の定義	25.「報告」とは、受注者が調査職員に対し、設計業務等の遂行に関する事項について、書面をもって知らせることをいう。	1	1		1102	26		用語の定義	26.「報告」とは、受注者が調査職員に対し、設計業務等の遂行に関する事項について、書面をもって知らせることをいう。	軽微な修正
1	1		1102	26		用語の定義	26.「申出」とは、受注者が契約内容の履行あるいは変更に関し、発注者に対して書面をもって同意を求めることをいう。	1	1		1102	27		用語の定義	27.「申出」とは、受注者が契約内容の履行あるいは変更に関し、発注者に対して書面をもって同意を求めることをいう。	軽微な修正
1	1		1102	27		用語の定義	27.「承諾」とは、受注者が調査職員に対し、書面で申し出た設計業務等の遂行上必要な事項について、調査職員が書面により業務上の行為に同意することをいう。	1	1		1102	28		用語の定義	28.「承諾」とは、受注者が調査職員に対し、書面で申し出た設計業務等の遂行上必要な事項について、調査職員が書面により業務上の行為に同意することをいう。	軽微な修正
1	1		1102	28		用語の定義	28.「質問」とは、不明な点に関して書面をもって問うことをいう。	1	1		1102	29		用語の定義	29.「質問」とは、不明な点に関して書面をもって問うことをいう。	軽微な修正
1	1		1102	29		用語の定義	29.「回答」とは、質問に対して書面をもって答えることをいう。	1	1		1102	30		用語の定義	30.「回答」とは、質問に対して書面をもって答えることをいう。	軽微な修正
1	1		1102	30		用語の定義	30.「協議」とは、書面により契約図書協議事項について、発注者又は調査職員と受注者が対等の立場で合議することをいう。	1	1		1102	31		用語の定義	31.「協議」とは、書面により契約図書協議事項について、発注者又は調査職員と受注者が対等の立場で合議することをいう。	軽微な修正
1	1		1102	31		用語の定義	31.「提出」とは、受注者が調査職員に対し、設計業務等に係る事項について書面又はその他の資料を説明し、差し出すことをいう。	1	1		1102	32		用語の定義	32.「提出」とは、受注者が調査職員に対し、設計業務等に係る事項について書面又はその他の資料を説明し、差し出すことをいう。	軽微な修正
1	1		1102	32		用語の定義	32.「提示」とは、受注者が調査職員または検査員に対し業務に係わる事項について書面又はその他の資料を示し、説明することをいう。	1	1		1102	33		用語の定義	33.「提示」とは、受注者が調査職員または検査員に対し業務に係わる書面又はその他の資料を示し、説明することをいう。	軽微な修正
1	1		1102	33		用語の定義	33.「書面」とは、手書き、印刷等の伝達物をいい、発行年月日を記録し、署名又は捺印したものを有効とする。 (1)緊急を要する場合は、ファクシミリ又は電子メール等により伝達できるものとするが、後日有効な書面と差し換えるものとする。 (2)電子納品を行う場合は、別途、調査職員と協議するものとする。	1	1		1102	34		用語の定義	34.「書面」とは、手書き、印刷等の伝達物をいい、発行年月日を記録し、署名又は捺印したものを有効とする。また署名又は捺印した書面を電子化し、メール等で伝達したものについても「書面」として認めるものとする。 (1)緊急を要する場合は、ファクシミリにより伝達できるものとする。 (2)電子納品を行う場合は、別途、調査職員と協議するものとする。	軽微な修正
1	1		1102	34		用語の定義	34.「照査」とは、受注者が、発注条件、設計の考え方、構造細目等の確認及び計算書等の検算等の成果の確認をすることをいう。	1	1		1102	35		用語の定義	35.「照査」とは、受注者が、発注条件、設計の考え方、構造細目等の確認及び計算書等の検算等の成果の確認をすることをいう。	軽微な修正
1	1		1102	35		用語の定義	35.「検査」とは、契約図書に基づき、検査員が設計業務等の完了を確認することをいう。	1	1		1102	36		用語の定義	36.「検査」とは、契約図書に基づき、検査員が設計業務等の完了を確認することをいう。	軽微な修正
1	1		1102	36		用語の定義	36.「打合せ」とは、設計業務等を適正かつ円滑に実施するために管理技術者等と調査職員が面談により、業務の方針及び条件等の疑義を正すことをいう。	1	1		1102	37		用語の定義	37.「打合せ」とは、設計業務等を適正かつ円滑に実施するために管理技術者等と調査職員が面談により、業務の方針及び条件等の疑義を正すことをいう。	軽微な修正
1	1		1102	37		用語の定義	37.「修補」とは、発注者が検査時に受注者の負担に帰すべき理由による不良箇所を発見した場合に受注者が行うべき訂正、補正その他の措置をいう。	1	1		1102	38		用語の定義	38.「修補」とは、発注者が検査時に受注者の負担に帰すべき理由による不良箇所を発見した場合に受注者が行うべき訂正、補正その他の措置をいう。	軽微な修正
1	1		1102	38		用語の定義	38.「協力者」とは、受注者が設計業務等の遂行に当たって、再委託する者をいう。	1	1		1102	39		用語の定義	39.「協力者」とは、受注者が設計業務等の遂行に当たって、再委託する者をいう。	軽微な修正
1	1		1102	39		用語の定義	39.「使用人等」とは、協力者又はその代理人若しくはその使用人その他これに準ずるものをいう。	1	1		1102	40		用語の定義	40.「使用人等」とは、協力者又はその代理人若しくはその使用人その他これに準ずるものをいう。	軽微な修正
1	1		1102	40		用語の定義	40.「了解」とは、契約図書に基づき、調査職員が受注者に指示した処理内容・回答に対して、理解して承認することをいう。	1	1		1102	41		用語の定義	41.「了解」とは、契約図書に基づき、調査職員が受注者に指示した処理内容・回答に対して、理解して承認することをいう。	軽微な修正
1	1		1102	41		用語の定義	41.「受理」とは、契約図書に基づき、受注者、調査職員が相互に提出された書面を受け取り、内容を把握することをいう。	1	1		1102	42		用語の定義	42.「受理」とは、契約図書に基づき、受注者、調査職員が相互に提出された書面を受け取り、内容を把握することをいう。	軽微な修正
1	1		1105	2		設計図書の支給及び点検	2.受注者は、設計図書の内容を十分点検し、疑義がある場合は調査職員に書面により報告し、その指示を受けなければならない。	1	1		1105	2		設計図書の支給及び点検	2.受注者は、設計図書の内容を十分点検し、疑義のある場合は調査職員に書面により報告し、その指示を受けなければならない。	軽微な修正

委託業務共通仕様書 新旧対照表

現行条文(R2.4)						新条文(R3.4)										
編	章	節	条	項	項以下	編集節条 (項目見出し)	現行条文	編	章	節	条	項	項以下	編集節条 (項目見出し)	新条文	改訂理由
1	1		1106	4		調査職員	4. 調査職員がその権限を行使するときは、書面により行うものとする。ただし、緊急を要する場合において、調査職員が受注者に対し口頭による指示等を行った場合には、受注者はその口頭による指示等に従うものとする。 なお、調査職員はその口頭による指示等を行った後、後日書面で受注者に指示するものとする。	1	1		1106	4		調査職員	4. 調査職員がその権限を行使するときは、書面により行うものとする。ただし、緊急を要する場合、調査職員が受注者に対し口頭による指示等を行った場合には、受注者はその口頭による指示等に従うものとする。 なお、調査職員はその口頭による指示等を行った後、後日書面で受注者に指示するものとする。	軽微な修正
1	1		1107	5		管理技術者	5. 管理技術者は、調査職員が指示する関連のある委託業務等の受注者と十分に協議のうえ、相互に協力し、業務を実施しなければならない。	1	1		1107	5		管理技術者	5. 管理技術者は、調査職員が指示する関連のある設計業務等の受注者と十分に協議のうえ、相互に協力し、業務を実施しなければならない。	誤記修正
1	1		1115	2		地元関係者との交渉等	2. 受注者は、屋外で行う設計業務等の実施に当たっては、地元関係者からの質問、疑義に関する説明等を求められた場合は、調査職員の承諾を得て行うものとし、地元関係者との間に紛争が生じないように努めなければならない。	1	1		1115	2		地元関係者との交渉等	2. 受注者は、屋外で行う設計業務等の実施に当たっては、地元関係者からの質問、疑義に関する説明等を求められた場合は、調査職員の承諾を得てから行うものとし、地元関係者との間に紛争が生じないように努めなければならない。	軽微な修正
1	1		1117	4		成果物の提出	4. 受注者は、「大分県電子納品運用ガイドライン[大分県土木建設部建設政策課【委託編】平成27年10月版]」「[大分県農林水産部【委託編】平成28年4月版]」(以下「ガイドライン」という。))に基づいて作成した成果物を提出するものとする。	1	1		1117	4		成果物の提出	4. 受注者は、「大分県電子納品運用ガイドライン[大分県土木建設部建設政策課【委託編】平成29年4月版]」「[大分県農林水産部【委託編】平成30年11月版]」(以下「ガイドライン」という。))に基づいて作成した成果物を提出するものとする。	諸基準類の改定に伴う修正
1	1		1124	1		一時中止	なお、暴風、豪雨、洪水、高潮、地震、地すべり、落盤、火災、騒乱、暴動その他自然的又は人為的な事象(以下「天災等」という。))による設計業務等の中断については、第1133条臨機の措置により、受注者は、適切に対応しなければならない。	1	1		1124	1		一時中止	なお、暴風、豪雨、洪水、高潮、地震、地すべり、落盤、火災、騒乱、暴動その他自然的又は人為的な事象(以下「天災等」という。))による設計業務等の中断については、第1133条臨機の措置により、受注者は、適切に対応しなければならない。	軽微な修正
1	1		1126			受注者の賠償責任	受注者は、次の各号に該当する場合、損害の賠償を行わなければならない。 (1)約款第27条に規定する一般的損害、約款第28条に規定する第三者に及ぼした損害について、受注者の責に帰すべき損害とされた場合 (2)約款第40条に規定する瑕疵責任に係る損害 (3)受注者の責により損害が生じた場合	1	1		1126			受注者の賠償責任等	受注者は、次の各号に該当する場合、損害の賠償又は履行の追完を行わなければならない。 (1)約款第27条に規定する一般的損害、約款第28条に規定する第三者に及ぼした損害について、受注者の責に帰すべき損害とされた場合 (2)約款第40条に規定する契約不適合責任として請求された場合 (3)受注者の責により損害が生じた場合	国土交通省仕様書に準拠
1	1		1132	5	(1)	安全等の確保	(1)屋外で行う設計業務等に伴い伐採した立木等を確保する場合には、関係法令を遵守するとともに、関係官公署の指導に従い、必要な措置を講じなければならない。	1	1		1132	5	(1)	安全等の確保	(1)屋外で行う設計業務等に伴い伐採した立木等を野焼きしてはならない。なお、処分する場合は関係法令を遵守するとともに、関係官公署の指導に従い、必要な措置を講じなければならない。	国土交通省仕様書に準拠
1	1		1137	1	(1)	暴力団等の契約からの排除	(1)役員等(受注者が個人である場合にはその者を、受注者が法人である場合にはその役員又はその支店若しくは常時建設コンサルタント業務等の契約を締結する事務所の代表者をいう。以下この号において同じ。)が暴力団員による不当な行為の防止に関する法律(平成3年法律第77号、以下この号において「暴力団対策法」という。) (2)第2条第6号に規定する暴力団員(以下この号において「暴力団員」という。)であると認められるとき。	1	1		1137	1	(1)	暴力団等の契約からの排除	(1)役員等(受注者が個人である場合にはその者を、受注者が法人である場合にはその役員又はその支店若しくは常時建設コンサルタント業務等の契約を締結する事務所の代表者をいう。以下この号において同じ。)が「暴力団員による不当な行為の防止に関する法律」(令和元年12月改正法律第63号、以下この号において「暴力団対策法」という。) (2)第2条第6号に規定する暴力団員(以下この号において「暴力団員」という。))であると認められるとき。	諸基準類の改定に伴う修正
1	1		1204			調査業務の内容	なお、同一の業務として、前項の調査結果を基にして解析及び検討を行うことについても、これを調査業務とする。	1	1		1204			調査業務の内容	なお、同一の業務として、この調査結果を基にして解析及び検討を行うことについても、これを調査業務とする。	軽微な修正
1						(参考)主要技術基準及び参考図書		1						(参考)主要技術基準及び参考図書・(一覽表の修正)		諸基準類の改定に伴う修正
<b>第2編 河川編</b>																
2	3		2323			成果物	表2.3.1	2	3		2323			成果物	表2.3.1予備設計成果物一覽表・(一覽表の修正)	国土交通省仕様書に準拠
<b>第3編 海岸編</b>																
3	1		3103	2	(7)	堤防、護岸予備設計	(7)設計方針の検討 受注者は、所定の機能が発揮されるよう、堤防の形式、天端高、天端幅、法勾配及び法線を検討するものとする。	3	1		3103	2	(7)	堤防、護岸予備設計	(7)設計方針の検討 受注者は、所定の機能が発揮されるよう、堤防・護岸の形式、天端高、天端幅、法勾配及び法線を検討するものとする。	国土交通省仕様書に準拠
3	1		3103	2	(14)	堤防、護岸予備設計	(14)パース作成 受注者は、設計図書に基づき、設計方針がわかるように、3タイプについてパース(A3版、着色)を作成するものとする。	3	1		3103	2	(14)	堤防、護岸予備設計	(14)パース作成 受注者は、必要に応じて、設計図書に基づき、設計方針がわかるように、3タイプについてパース(A3版、着色)を作成するものとする。	国土交通省仕様書に準拠
3	1		3104	2	(3)	堤防、護岸詳細設計	(3)施設配置の配慮 第3103条 堤防、護岸予備設計第2項の(3)に準ずるものとする。	3	1		3104	2	(3)	堤防、護岸詳細設計	(3)施設配置の検討 第3103条 堤防、護岸予備設計第2項の(3)に準ずるものとする。	国土交通省仕様書に準拠
3	1		3104	2	(15)	堤防、護岸詳細設計	(15)パース作成 受注者は、設計図書に基づき、構造物の周辺を含めたパース(A3版、着色)を作成するものとする。	3	1		3104	2	(15)	堤防、護岸詳細設計	(15)パース作成 受注者は、必要に応じて、設計図書に基づき、構造物の周辺を含めたパース(A3版、着色)を作成するものとする。	国土交通省仕様書に準拠
3	1		3106	2	(14)	胸壁予備設計	(14)パース作成 受注者は、設計図書に基づき、設計方針がわかるように、3タイプについてパース(A3版、着色)を作成するものとする。	3	1		3106	2	(14)	胸壁予備設計	(14)パース作成 受注者は、必要に応じて、設計図書に基づき、設計方針がわかるように、3タイプについてパース(A3版、着色)を作成するものとする。	国土交通省仕様書に準拠

委託業務共通仕様書 新旧対照表

現行条文(R2.4)						新条文(R3.4)											
編	章	節	条	項	項以下	編集節条 (項目見出し)	現行条文	編	章	節	条	項	項以下	編集節条 (項目見出し)	新条文	改訂理由	
3	1		3110	2	(1)	突堤詳細設計	(1)設計計画 受注者は、業務の目的・主旨を把握したうえで、設計図書に示す業務内容を確認し、第1112条 業務計画書第2項について業務計画書を作成し、調査職員に提出するものとする。	3	1		3110	2	(1)	突堤詳細設計	(1)設計計画 受注者は、業務の目的・主旨を把握したうえで、設計図書に示す業務内容を確認し、第1112条 業務計画書第2項に <b>示す事項</b> について業務計画書を作成し、調査職員に提出するものとする。		国土交通省仕様書に準拠
3	1		3110	2	(8)	突堤詳細設計	(8)要求性能の検討 突堤は、所定の機能が発揮できるよう、適切な性能を有するものとする。また、突堤は、波浪及びその他の作用に対して安全な構造とする。	3	1		3110	2	(8)	突堤詳細設計	(8)要求性能の検討 突堤は、所定の機能が発揮できるよう、適切な性能を有するものとする。また、突堤は、波浪及びその他の作用に対して安全な構造とする <b>ものとする</b> 。		国土交通省仕様書に準拠
3	1		3115	2	(7)	潜堤・人工リーフ予備設計	(7)要求性能の検討 潜堤・人工リーフは、所定の機能が発揮されるよう、適切な性能を有し、また、波浪及びその他の作用に対して安全な構造を <b>整理</b> し、評価を加えて、比較案3案を選定するものとする。	3	1		3115	2	(7)	潜堤・人工リーフ予備設計	(7)要求性能の検討 潜堤・人工リーフは、所定の機能が発揮されるよう、適切な性能を有 <b>するものとする</b> 。また、 <b>潜堤・人工リーフ</b> は、波浪及びその他の作用に対して安全な構造とし、評価を加えて、比較案3案を選定するものとする。		国土交通省仕様書に準拠
3	1		3118	2	(7)	消波堤予備設計	(7)要求性能の検討 消波堤は、所定の機能が発揮されるよう、適切な性能を有し、また、波浪及びその他の作用に対して安全な構造を <b>整理</b> し、評価を加えて、比較案3案を選定するものとする。	3	1		3118	2	(7)	消波堤予備設計	(7)要求性能の検討 消波堤は、所定の機能が発揮されるよう、適切な性能を有 <b>するものとする</b> 。また、 <b>消波堤</b> は、波浪及びその他の作用に対して安全な構造とし、評価を加えて、比較案3案を選定するものとする。		国土交通省仕様書に準拠
3	1		3121	2	(15)	津波防波堤予備設計	2)津波防波の設置目的を達成するための性能は、原則として型式、天端高、天端幅、開口部の水深及び幅の組み合わせにより評価するものとする。性能の照査に当たっては、当該海岸において想定される潮位条件及び津波条件を設定し、津波防波堤内側における津波の高さが堤防等の天端高等を勘案して設定された海水面の高さを上回らないことを確認するものとする。照査手法は、信頼性のある適切な手法を用いるものとする。	3	1		3121	2	(15)	津波防波堤予備設計	2)津波防波 <b>堤</b> の設置目的を達成するための性能は、原則として型式、天端高、天端幅、開口部の水深及び幅の組み合わせにより評価するものとする。性能の照査に当たっては、当該海岸において想定される潮位条件及び津波条件を設定し、津波防波堤内側における津波の高さが堤防等の天端高等を勘案して設定された海水面の高さを上回らないことを確認するものとする。照査手法は、信頼性のある適切な手法を用いるものとする。		軽微な修正
3	1		3124	2	(8)	砂浜予備設計	(8)要求性能の検討 砂浜は、所定の機能が発揮されるよう、適切な性能を有し、また、数時間から数ヶ月の時間スケールの海浜変形及び数十年の期間での海浜変形に対して適切な安定性を有するものとし、評価を加えて比較案3案を選定する。	3	1		3124	2	(8)	砂浜予備設計	(8)要求性能の検討 砂浜は、所定の機能が発揮されるよう、適切な性能を有 <b>するものとする</b> 。また、 <b>砂浜</b> は、数時間から数ヶ月の時間スケールの海浜変形及び数十年の期間での海浜変形に対して適切な安定性を有するものとし、評価を加えて比較案3案を選定する。		国土交通省仕様書に準拠
3	1		3128	2	(7)	水門及び樋門予備設計	(7)要求性能の検討 水門及び樋門は、所定の機能が発揮されるよう、適切な性能を有し、また、高潮、波浪、津波、地震、漂砂及びその他の作用に対して安全な構造とし、 <b>さらに</b> 、十分な操作性を有するものとし、評価を加えて比較案3案を選定する。	3	1		3128	2	(7)	水門及び樋門予備設計	(7)要求性能の検討 水門及び樋門は、所定の機能が発揮されるよう、適切な性能を有 <b>するものとする</b> 。また、 <b>水門及び樋門</b> は、高潮、波浪、津波、地震、漂砂及びその他の作用に対して安全な構造とする <b>ものとする</b> 。 <b>更に</b> 、十分な操作性を有するものとし、評価を加えて比較案3案を選定する。		国土交通省仕様書に準拠
3	1		3129	2	(12)	水門及び樋門詳細設計	(12)バース作成 受注者は、決定したデザインを基に、周辺を含めた着色バース(A3版)を1タイプについて作成するものとする。	3	1		3129	2	(12)	水門及び樋門詳細設計	(12)バース作成 受注者は、 <b>必要に応じて</b> 、決定したデザインを基に、周辺を含めた着色バース(A3版)を1タイプについて作成するものとする。		国土交通省仕様書に準拠
3	1		3131	2	(6)	排水機場予備設計	(6)要求性能の検討 排水機場は、所定の機能が発揮されるよう、適切な性能を有し、また、高潮、波浪、津波、地震及びその他の作用に対して安全な構造とし、 <b>さらに</b> 、地盤沈下の影響や排水口への土砂の堆積等により、排水機場の操作、運転ができなくなるようなことがないよう十分な操作性を有するものとし、評価を加えて比較案3案を選定する。	3	1		3131	2	(6)	排水機場予備設計	(6)要求性能の検討 排水機場は、所定の機能が発揮されるよう、適切な性能を有 <b>するものとする</b> 。また、 <b>排水機場</b> は、高潮、波浪、津波、地震及びその他の作用に対して安全な構造とする。 <b>更に</b> 、 <b>排水機場</b> は、地盤沈下の影響や排水口への土砂の堆積等により、排水機場の操作、運転ができなくなるようなことがないよう十分な操作性を有するものとし、評価を加えて比較案3案を選定する。		国土交通省仕様書に準拠
3	1		3131	2	(14)	排水機場予備設計	(14)バース作成 受注者は、決定したデザインをもとに、周辺を含めた着色バース(A3版)を1タイプについて作成するものとする。	3	1		3131	2	(14)	排水機場予備設計	(14)バース作成 受注者は、 <b>必要に応じて</b> 、決定したデザインをもとに、周辺を含めた着色バース(A3版)を1タイプについて作成するものとする。		国土交通省仕様書に準拠
3	1		3134	2	(6)	陸開予備設計	(6)要求性能の検討 陸開は、所定の機能が発揮されるよう、適切な性能を有し、また、高潮、津波、波浪、地震及びその他の作用に対して安全な構造とし、 <b>さらに</b> 、十分な操作性を有するものとし、評価を加えて比較案3案を選定する。	3	1		3134	2	(6)	陸開予備設計	(6)要求性能の検討 陸開は、所定の機能が発揮されるよう、適切な性能を有 <b>するものとする</b> 。また、 <b>陸開</b> は、高潮、津波、波浪、地震及びその他の作用に対して安全な構造とする <b>ものとする</b> 。 <b>更に</b> 、十分な操作性を有するものとし、評価を加えて比較案3案を選定する。		国土交通省仕様書に準拠
3	1		3134	2	(12)	陸開予備設計	(12)バース作成 受注者は、陸開の周辺を含めた着色バース(A3版、着色)を1タイプについて作成するものとする。	3	1		3134	2	(12)	陸開予備設計	(12)バース作成 受注者は、 <b>必要に応じて</b> 、陸開の周辺を含めた着色バース(A3版、着色)を1タイプについて作成するものとする。		国土交通省仕様書に準拠
3	1		3136			成果物	表3.1.1 予備設計成果物一覧表	3	1		3136			成果物	表3.1.1 予備設計成果物一覧表 <b>・(一覧表の修正)</b>		国土交通省仕様書に準拠
3	1		3136			成果物	表3.1.2 詳細設計成果物一覧表	3	1		3136			成果物	表3.1.2 詳細設計成果物一覧表 <b>・(一覧表の修正)</b>		国土交通省仕様書に準拠



委託業務共通仕様書 新旧対照表

現行条文(R2.4)						新条文(R3.4)						改訂理由				
編	章	節	条	項	項以下	編集節条 (項目見出し)	現行条文	編	章	節	条		項	項以下	編集節条 (項目見出し)	新条文
<b>第4編 砂防及び地すべり対策編</b>																
4	2	2	4205	2	(7)	流木対策調査	(7) 流木の発生場所・量・長さ・直径の調査 受注者は、現地調査、空中写真判読及び過去の災害資料をもとに流木の発生原因を考慮して、対象地域における流木の発生場所・量・長さ・直径の調査を行うものとする。	4	2	2	4205	2	(7)	流木対策調査	(7) 流木の発生場所・量・長さ・直径の調査 受注者は、現地調査、空中写真判読及び過去の災害資料をもとに流木の発生原因を考慮して、対象流域における流木の発生場所・量・長さ・直径の調査を行うものとする。	国土交通省仕様書に準拠
4	2	2	4212		(6)	成果物	表4.2.6 成果物一覧表	4	2	2	4212		(6)	成果物	表4.2.6 成果物一覧表・(一覽表の修正)	国土交通省仕様書に準拠
4	3	2	4303	2	(4)	砂防堰堤及び床固工予備設計	(4) 配置設計 受注者は、検討した基本事項に基づき、計画地点の地形、地質、施工性、経済性、維持管理の難易、環境を考慮して構造、材料、高さ等を変えた配置案を3案立案するものとする。	4	3	2	4303	2	(4)	砂防堰堤及び床固工予備設計	(4) 配置設計 受注者は、検討した基本事項に基づき、計画地点の地形、地質、施工性、経済性、維持管理の難易、環境を考慮して構造、材料、高さ等を変えた配置案を <b>基本</b> として3案立案するものとする。	国土交通省仕様書に準拠
4	3	2	4303	3	(1)	砂防堰堤及び床固工予備設計	(1) 砂防計画資料 1) 当該流域に関する砂防調査資料 2) 砂防施設配置計画検討資料 3) 既往施設の計画諸元	4	3	2	4303	3	(1)	砂防堰堤及び床固工予備設計	(1) 砂防計画資料 1) 当該流域に関する砂防調査資料 2) 砂防施設配置計画検討資料 3) 既往施設の計画諸元 <b>等</b>	国土交通省仕様書に準拠
4	3	3	4306	2	(9)	溪流保全工予備設計	(9) 照査 受注者は、第1108条照査技術者及び照査の実施に基づくほか、以下に示す事項を標準として照査を実施するものとする。 1) 基本 <b>条件</b> の決定に際し、実施方針、現地の状況、既存資料等の確認を行い、その内容が適切であるか確認する。	4	3	3	4306	2	(9)	溪流保全工予備設計	(9) 照査 受注者は、第1108条照査技術者及び照査の実施に基づくほか、以下に示す事項を標準として照査を実施するものとする。 1) 基本 <b>事項</b> の決定に際し、実施方針、現地の状況、既存資料等の確認を行い、その内容が適切であるか確認する。	国土交通省仕様書に準拠
4	3	4	4309	2	(3)	土石流対策工予備設計	(3) 基本事項検討 受注者は、既存資料及び現地踏査結果及び溪流の土石流対策計画を基に、予備設計に必要な基本事項の検討を行うものとする。	4	3	4	4309	2	(3)	土石流対策工予備設計	(3) 基本事項検討 受注者は、既存資料、現地踏査結果及び溪流の土石流対策計画を基に、予備設計に必要な基本事項の検討を行うものとする。	国土交通省仕様書に準拠
4	3	4	4309	2	(9)	土石流対策工予備設計	(9) 照査 受注者は、第1108条照査技術者及び照査の実施に基づくほか、以下に示す事項を標準として照査を実施するものとする。 1) 基本 <b>条件</b> の決定に際し、実施方針、現地の状況、既存資料等の確認を行い、その内容が適切であるか確認する。	4	3	4	4309	2	(9)	土石流対策工予備設計	(9) 照査 受注者は、第1108条照査技術者及び照査の実施に基づくほか、以下に示す事項を標準として照査を実施するものとする。 1) 基本 <b>事項</b> の決定に際し、実施方針、現地の状況、既存資料等の確認を行い、その内容が適切であるか確認する。	国土交通省仕様書に準拠
4	3	4	4312	2	(3)	流木対策工詳細設計	(3) 基本的事項決定 2) 設計条件 受注者は、設計流量、流木・土石流諸元、 <b>土石流諸元</b> 、発生流木諸元及び設計定数の整理、計算を行い、設計条件を決定するものとする。	4	3	4	4312	2	(3)	流木対策工詳細設計	(3) 基本的事項決定 2) 設計条件 受注者は、設計流量、流木・土石流諸元、発生流木諸元及び設計定数の整理、計算を行い、設計条件を決定するものとする。	国土交通省仕様書に準拠
4	3	4	4312	2	(4)	流木対策工詳細設計	(4) 施設設計 2) 設計図の作成 施設設計の範囲において、詳細設計に必要な設計計算を行い、設計図を作成するものとする。	4	3	4	4312	2	(4)	流木対策工詳細設計	(4) 施設設計 2) 設計図の作成 <b>受注者は、1) 施設設計の範囲において、詳細設計に必要な設計計算を行い、設計図を作成するものとする。</b>	国土交通省仕様書に準拠
4	3	7	4319			成果物	(1) 砂防堰堤及び床固工の設計 1) 予備設計の成果物	4	3	7	4319			成果物	(1) 砂防堰堤及び床固工の設計 1) <b>砂防堰堤及び床固工予備設計の成果物</b> ・(一覽表の修正)	国土交通省仕様書に準拠
4	3	7	4319			成果物	2) 詳細設計の成果物	4	3	7	4319			成果物	1) <b>砂防堰堤及び床固工詳細設計の成果物</b> ・(一覽表の修正)	国土交通省仕様書に準拠
4	3	7	4319			成果物	(2) 溪流保全工の設計 1) 予備設計の成果物	4	3	7	4319			成果物	(2) 溪流保全工の設計 1) <b>溪流保全工予備設計の成果物</b> ・(一覽表の修正)	国土交通省仕様書に準拠
4	3	7	4319			成果物	2) 詳細設計の成果物	4	3	7	4319			成果物	2) <b>溪流保全工詳細設計の成果物</b> ・(一覽表の修正)	国土交通省仕様書に準拠
4	3	7	4319			成果物	(3) 土石流対策及び流木対策の設計 1) 土石流対策工予備設計の成果物	4	3	7	4319			成果物	(3) 土石流対策及び流木対策の設計 1) 土石流対策工予備設計の成果物 <b>・(一覽表の修正)</b>	国土交通省仕様書に準拠
4	3	7	4319			成果物	2) 土石流対策工詳細設計の成果物	4	3	7	4319			成果物	2) 土石流対策工詳細設計の成果物 <b>・(一覽表の修正)</b>	国土交通省仕様書に準拠
4	3	7	4319			成果物	3) 流木対策工予備設計の成果物	4	3	7	4319			成果物	3) 流木対策工予備設計の成果物 <b>・(一覽表の修正)</b>	国土交通省仕様書に準拠
4	3	7	4319			成果物	4) 流木対策工詳細設計の成果物	4	3	7	4319			成果物	4) 流木対策工詳細設計の成果物 <b>・(一覽表の修正)</b>	国土交通省仕様書に準拠

委託業務共通仕様書 新旧対照表

現行条文(R2.4)							新条文(R3.4)									
編	章	節	条	項	項以下	編集節条 (項目見出し)	現行条文	編	章	節	条	項	項以下	編集節条 (項目見出し)	新条文	改訂理由
4	3	7	4319			成果物	(4)護岸工の設計 1)予備設計の成果物	4	3	7	4319			成果物	(4)護岸工の設計 1)護岸工予備設計の成果物** <b>(一覧表の修正)</b>	国土交通省仕様書に準拠
4	3	7	4319			成果物	2)詳細設計の成果物	4	3	7	4319			成果物	2)護岸工詳細設計の成果物** <b>(一覧表の修正)</b>	国土交通省仕様書に準拠
4	3	7	4319			成果物	(5)山腹工の設計 1)予備設計の成果物	4	3	7	4319			成果物	(5)山腹工の設計 1)山腹工予備設計の成果物** <b>(一覧表の修正)</b>	国土交通省仕様書に準拠
4	3	7	4319			成果物	2)詳細設計の成果物	4	3	7	4319			成果物	2)山腹工詳細設計の成果物** <b>(一覧表の修正)</b>	国土交通省仕様書に準拠
4	4	4	4409	2	(7)	地すべり防止施設詳細設計	(7)照査 受注者は、第1108条照査技術者及び照査の実施に基づくほか、以下に示す事項を標準として照査を実施するものとする。 1)設計条件の決定に際し、実施方針、現地の状況、既存資料等の確認を行い、その内容が適切であるか確認する。	4	4	4	4409	2	(7)	地すべり防止施設詳細設計	(7)照査 受注者は、第1108条照査技術者及び照査の実施に基づくほか、以下に示す事項を標準として照査を実施するものとする。 1)基本事項の決定に際し、実施方針、現地の状況、既存資料等の確認を行い、その内容が適切であるか確認する。	国土交通省仕様書に準拠
4	4	4	4409	2	(8)	地すべり防止施設詳細設計	(8)施工計画の検討	4	4	4	4409	2	(8)	地すべり防止施設詳細設計	(8)施工計画検討	国土交通省仕様書に準拠
4	4	5	4410			成果物	(1)地すべり予備調査	4	4	5	4410			成果物	(1)地すべり予備調査** <b>(一覧表の修正)</b>	国土交通省仕様書に準拠
4	4	5	4410			成果物	(5)地すべり防止施設 1)予備設計の成果物	4	4	5	4410			成果物	(5)地すべり防止施設 1)予備設計の成果物** <b>(一覧表の修正)</b>	国土交通省仕様書に準拠
4	4	5	4410			成果物	2)詳細設計の成果物	4	4	5	4410			成果物	2)詳細設計の成果物** <b>(一覧表の修正)</b>	国土交通省仕様書に準拠
4	5	2	4505	2	(9)	急傾斜地機構解析	4)解析図の作成 受注者は、発注者より貸与される既存調査の結果、本号1)・3)の結果に基づいて、急傾斜地崩壊(危険)斜面の平面図、断面図を作成するものとする。 また、必要に応じて副測線や横断測線についても、断面図を作成するものとする。 断面図には、崩壊(すべり)面、地下水位(最高水位、最低水位)ボーリング柱状図、地層区分(線)、風化区分(線)、各種の調査・試験結果(地下水流動面、崩壊(すべり)面調査に基づく変位の位置、形状、標準貫入試験値の分布等)、地の亀裂・変状の位置、湧水の位置、保全対象の位置等を記載するものとする。 平面図には、基盤岩(不動岩)の分布、基盤岩(不動岩)の走向・傾斜、崩積土の分布、崩壊(想定)範囲、滑動状況、地表面の変状の分布、湧水位置、地下水流下経路等を記載するものとする。	4	5	2	4505	2	(9)	急傾斜地機構解析	4)解析図の作成 受注者は、発注者より貸与される既存調査の結果、本号1)・3)の結果に基づいて、急傾斜地崩壊(危険)斜面の平面図、断面図を作成するものとする。 また、必要に応じて副測線や横断測線についても、断面図を作成するものとする。 断面図には、崩壊(すべり)面、地下水位(最高水位、最低水位)ボーリング柱状図、地層区分(線)、風化区分(線)、各種の調査・試験結果(地下水流動面、崩壊(すべり)面調査に基づく変位の位置、形状、標準貫入試験値の分布等)、地表すべり面調査に基づく変位の位置、形状、標準貫入試験値の分布等)、地の亀裂・変状の位置、湧水の位置、保全対象の位置等を記載するものとする。 平面図には、基盤岩(不動岩)の分布、基盤岩(不動岩)の走向・傾斜、崩積土の分布、崩壊(想定)範囲、滑動状況、地表面の変状の分布、湧水位置、地下水流下経路等を記載するものとする。	国土交通省仕様書に準拠
4	5	5	4510			成果物	(3)急傾斜地機構解析	4	5	5	4510			成果物	(3)急傾斜地機構解析** <b>(一覧表の修正)</b>	国土交通省仕様書に準拠
4	5	5	4510			成果物	(5)急傾斜地崩壊防止施設 1)予備設計の成果物	4	5	5	4510			成果物	(5)急傾斜地崩壊防止施設 1)予備設計の成果物** <b>(一覧表の修正)</b>	国土交通省仕様書に準拠
4	5	5	4510			成果物	2)詳細設計の成果物	4	5	5	4510			成果物	2)詳細設計の成果物** <b>(一覧表の修正)</b>	国土交通省仕様書に準拠
4	6	4	4608	2	(7)	雪崩防止施設詳細設計	(7)照査 受注者は、第1108条照査技術者及び照査の実施に基づくほか、以下に示す事項を標準として照査を実施するものとする。 1)設計条件の決定に際し、実施方針、現地の状況、既存資料等の確認を行い、その内容が適切であるか確認する。	4	6	4	4608	2	(7)	雪崩防止施設詳細設計	(7)照査 受注者は、第1108条照査技術者及び照査の実施に基づくほか、以下に示す事項を標準として照査を実施するものとする。 1)設計事項の決定に際し、実施方針、現地の状況、既存資料等の確認を行い、その内容が適切であるか確認する。	国土交通省仕様書に準拠
4	6	5	4609			成果物	(4)急傾斜地崩壊防止施設 1)予備設計の成果物	4	6	5	4609			成果物	(4)雪崩防止施設 1)予備設計の成果物** <b>(一覧表の修正)</b>	国土交通省仕様書に準拠
4	6	5	4609			成果物	2)詳細設計の成果物	4	6	5	4609			成果物	2)詳細設計の成果物** <b>(一覧表の修正)</b>	国土交通省仕様書に準拠

委託業務共通仕様書 新旧対照表

現行条文(R2.4)						新条文(R3.4)						改訂理由				
編	章	節	条	項	項以下	編集節条 (項目見出し)	現行条文	編	章	節	条		項	項以下	編集節条 (項目見出し)	新条文
<b>第5編 ダム編</b>																
5	3	9	5322	2	(3)	孔内観察	(3)考察 受注者は、記録した孔壁画像を出力するとともに、孔壁画像をもとにポアホールテレビ観察柱状図又は孔壁解析図(孔壁展開画像)を作成する。 また、ボーリングコアを対比し、地質考察を行う。	5	3	9	5322	2	(3)	孔内観察	(3)考察 受注者は、記録した孔壁画像を出力するとともに、孔壁画像をもとにポアホールテレビ観察柱状図又は孔壁解析図(孔壁展開画像)を作成する。 また、ボーリングコアと対比し、地質考察を行う。	軽微な修正
5	3	13	5342			成果物	表5.3.1 成果物一覧表(2)	5	3	13	5342			成果物	表5.3.1 成果物一覧表(2)・(一覽表の修正)	国土交通省仕様書に準拠
5	3	13	5342			成果物	表5.3.1 成果物一覧表(3)	5	3	13	5342			成果物	表5.3.1 成果物一覧表(3)・(一覽表の修正)	国土交通省仕様書に準拠
5	4	4	5410			成果物	表5.4.1 成果物一覧表(3)	5	4	4	5410			成果物	表5.4.1 成果物一覧表(3)・(一覽表の修正)	国土交通省仕様書に準拠
5	5	4	5508			成果物	表5.5.1 成果物一覧表	5	5	4	5508			成果物	表5.5.1 成果物一覧表・(一覽表の修正)	国土交通省仕様書に準拠
<b>第6編 道路編</b>																
6	2	2	6204	2	(2)	交差点部交通量調査	(2)現地調査	6	2	2	6204	2	(2)	交差点部交通量調査	(2)現地踏査	誤記修正
6	2	4	6210	2	(2)	オーナーインタビューOD調査	(2)自家用車類OD調査 受注者は、OD調査要綱に定められた内容に従って、調査対象として抽出された自家用自動車の保有者又は使用者を訪問(場合により郵送配布)し、調査日の運行状況及び各トリップごとの運行内容について、調査要綱に従って調査するものとする。実施に当たっては、訪問調査の場合は身分証明書を携帯した調査員が事前に対象者を訪問し、調査内容・目的・利用方法を説明し、調査指定日に対象者に記入してもらい、後日、調査員が回収(場合により郵送回収)し、不明な個所の確認を行うものとする。	6	2	4	6210	2	(2)	オーナーインタビューOD調査	(2)自家用車類OD調査 受注者は、OD調査要綱に定められた内容に従って、調査対象として抽出された自家用自動車の保有者又は使用者を訪問(場合により郵送配布)し、調査日の運行状況及び各トリップ毎の運行内容について、調査要綱に従って調査するものとする。実施に当たっては、訪問調査の場合は身分証明書を携帯した調査員が事前に対象者を訪問し、調査内容・目的・利用方法を説明し、調査指定日に対象者に記入してもらい、後日、調査員が回収(場合により郵送回収)し、不明な個所の確認を行うものとする。	軽微な修正
6	2	4	6210	2	(3)	オーナーインタビューOD調査	(3)営業用車類事業者インタビュー調査 受注者は、OD調査要綱に定められた内容に従って、調査対象として抽出された営業用自動車の保有者又は使用者に対し、調査日の運行状況及び各トリップの運行内容について調査するものとする。	6	2	4	6210	2	(3)	オーナーインタビューOD調査	(3)営業用車類事業者インタビュー調査 受注者は、OD調査要綱に定められた内容に従って、調査対象として抽出された営業用自動車の保有者又は使用者に対し、調査日の運行状況及び各トリップ毎の運行内容について調査するものとする。	軽微な修正
6	2	6	6214	1		駐車原単位調査	1.業務目的 駐車原単位調査は、対象地域の一部町丁目を対象に行う駐車場施設実態調査結果を用いて、対象区域全域の駐車場施設状況を把握することにより、対象地域における有効かつ効率的な駐車場整備のための基礎資料を得ることを目的とする。	6	2	6	6214	1		駐車原単位調査	1.業務目的 駐車原単位調査は、対象地域の一部町丁目を対象に行う駐車場施設実態調査結果を用いて、対象区域全域の駐車場施設状況を把握することにより、対象地域における有効かつ効率的な駐車場整備のための基礎資料を得ることを目的とする。	誤記修正
6	3	3	6303	3	(7)	交通量推計調査		6	3	3	6303	3	(7)	交通量推計調査	(7)配分計算に必要となる諸条件に関するデータ	国土交通省仕様書に準拠
6	4	8	6421	2	(2)	道路休憩施設詳細設計	(2)現地調査	6	4	8	6421	2	(2)	道路休憩施設詳細設計	(2)現地踏査	誤記修正
6	4	8	6428	2	(2)	盛土・切土予備設計	(2)現地調査	6	4	8	6428	2	(2)	盛土・切土予備設計	(2)現地踏査	誤記修正
6	4	9	6432	2	(1)	調整池詳細設計	(1)設計計画 第6428条第2項(1)に準ずるものとする。	6	4	9	6432	2	(1)	調整池詳細設計	(1)設計計画 第6431条第2項(1)に準ずるものとする。	
6	4	9	6432	2	(2)	調整池詳細設計	(2)現地踏査 第6428条第2項(2)に準ずるものとする。	6	4	9	6432	2	(2)	調整池詳細設計	(2)現地踏査 第6431条第2項(2)に準ずるものとする。	
6	4	9	6432	2	(8)	調整池詳細設計	(8)照査 受注者は、第1108条 照査技術者及び照査の実施に基づき、照査を実施するものとする。 なお、照査事項は第6408条 道路概略設計第2項の(13)に準ずるものとする。	6	4	9	6432	2	(8)	調整池詳細設計	(8)照査 受注者は、第1108条 照査技術者及び照査の実施に基づき、照査を実施するものとする。 なお、照査事項は第6431条 調整池予備設計第2項の(8)に準ずるものとする。	誤記修正
6	4	9	6433			成果物	表6.4.1 道路設計成果物一覧表(1)	6	4	9	6433			成果物	表6.4.1 道路設計成果物一覧表(1)・(一覽表の修正・配置の変更)	国土交通省仕様書に準拠
6	4	9	6433			成果物	表6.4.1 道路設計成果物一覧表(2)	6	4	9	6433			成果物	表6.4.1 道路設計成果物一覧表(2)・(配置の変更)	国土交通省仕様書に準拠
6	4	9	6433			成果物	表6.4.2 歩道詳細設計成果物一覧表	6	4	9	6433			成果物	表6.4.2 歩道詳細設計成果物一覧表・(配置の変更)	国土交通省仕様書に準拠
6	4	9	6433			成果物	表6.4.3 交差点設計成果物一覧表	6	4	9	6433			成果物	表6.4.3 平面交差点設計成果物一覧表	国土交通省仕様書に準拠

委託業務共通仕様書 新旧対照表

現行条文(R2.4)						新条文(R3.4)										
編	章	節	条	項	項以下	編集節条 (項目見出し)	現行条文	編	章	節	条	項	項以下	編集節条 (項目見出し)	新条文	改訂理由
6	4	9	6433			成果物	表6.4.7 調整池設計成果物一覧表(1)	6	4	9	6433			成果物	表6.4.7 盛土・切土設計成果物一覧表	国土交通省仕様書に準拠
6	4	9	6433			成果物	表6.4.8 調整池設計成果物一覧表(2)	6	4	9	6433			成果物	表6.4.8 調整池設計成果物一覧表・(配置の変更)	国土交通省仕様書に準拠
6	5	2	6503	2	(9)	地下横断歩道等基本計画	(9)報告書作成 受注者は、業務の成果として、第1211条 設計業務の成果に準じて報告書を作成するものとする。 なお、以下の項目について、解説しとりまとめて記載した、設計概要書を作成するものとする。	6	5	2	6503	2	(9)	地下横断歩道等基本計画	(9)報告書作成 受注者は、業務の成果として、第1211条 設計業務の成果に準じて報告書を作成するものとする。 なお、以下の項目について、解説しとりまとめて記載した、設計概要書を作成するものとする。	軽微な修正
6	5	3	6509	2	(2)	開削共同溝詳細設計	(2)全体設計 1)現地踏査 受注者は、共同溝計画地点の現地調査を行い、設計図書に示す設計範囲及び貸与資料と現地との整合性を目視により確認し、地形・地質など自然状況、沿道、交差物件、道路、交通、用地条件などの周辺状況を把握し、合わせて交通処理、施工ヤードなど施工性の判断に必要な基礎的な現地状況を把握するものとする。	6	5	3	6509	2	(2)	開削共同溝詳細設計	(2)全体設計 1)現地踏査 受注者は、共同溝計画地点の現地踏査を行い、設計図書に示す設計範囲及び貸与資料と現地との整合性を目視により確認し、地形・地質など自然状況、沿道、交差物件、道路、交通、用地条件などの周辺状況を把握し、合わせて交通処理、施工ヤードなど施工性の判断に必要な基礎的な現地状況を把握するものとする。	誤記修正
6	7	4	6712	2	(19)	開削トンネル詳細設計	(19)景観検討 受注者は、 <b>景観検討について</b> 、第6704条 山岳トンネル詳細設計第2項の(16)に準ずるものとする。	6	7	4	6712	2	(19)	開削トンネル詳細設計	(19)景観検討 受注者は、 <b>特記仕様書又は数量総括表に定めのある場合には</b> 、第6704条 山岳トンネル詳細設計第2項の(16)に準ずるものとする。	国土交通省仕様書に準拠
6	8	2	6803	3		橋梁予備設計	3.貸与資料 発注者が貸与する資料は、以下を標準とする。(1)道路概略設計報告書(2)道路予備設計報告書(3)地質調査報告書(4)実測平面図(縮尺1/200～1/500)(5)実測縦横断面図(縮尺1/100～1/200)(6)周辺施設(既設、計画)に関する資料	6	8	2	6803	3		橋梁予備設計	3.貸与資料 発注者が貸与する資料は、以下を標準とする。(1)道路概略設計報告書(2)道路予備設計報告書(3)地質調査報告書(4)実測平面図(縮尺1/200～1/500)(5)実測縦横断面図(縮尺1/100～1/200)(6)周辺施設(既設、計画)に関する資料 <b>(7)環境影響評価報告書</b>	国土交通省仕様書に準拠
6	8	2	6804	3		橋梁詳細設計	3.貸与資料 発注者が貸与する資料は、以下を標準とする。(1)橋梁予備設計成果(2)道路線形計算書(3)実測平面図(縮尺1/200～1/500)(4)実測縦横断面図(縮尺1/100～1/200)(5)道路等詳細設計成果関連部分(6)地質調査報告書(7)周辺施設(既設、計画)に関する資料(8)幅杭設計成果	6	8	2	6804	3		橋梁詳細設計	3.貸与資料 発注者が貸与する資料は、以下を標準とする。(1)橋梁予備設計成果(2)道路線形計算書(3)実測平面図(縮尺1/200～1/500)(4)実測縦横断面図(縮尺1/100～1/200)(5)道路等詳細設計成果関連部分(6)地質調査報告書(7)周辺施設(既設、計画)に関する資料(8)幅杭設計成果 <b>(9)環境影響評価報告書</b>	国土交通省仕様書に準拠
6	8	3	6807	1		橋梁拡幅詳細設計	1.業務目的 橋梁拡幅詳細設計は、予備設計で決定された拡幅工法について、設計図書、既存の関連資料及び予備設計で検討された設計条件に基づき、工事に必要な詳細構造を経済的かつ合理的に設計し、工事発注に必要な図面・報告書を作成するものとする。	6	8	3	6807	1		橋梁拡幅詳細設計	1.業務目的 橋梁拡幅詳細設計は、予備設計で決定された拡幅工法について、設計図書、既存の関連資料及び予備設計で検討された設計条件に基づき、工事に必要な詳細構造を経済的かつ合理的に設計し、工事発注に必要な図面・報告書を作成することを目的とする。	国土交通省仕様書に準拠
<b>第7編 港湾編</b>																
7	1	1	7106	1		安全管理	1.受注者は、「港湾海洋調査安全管理指針(社)海洋調査協会」を参考にし、常に作業の安全に留意して事故及び災害の防止に努めるものとする。	7	1	1	7106	1		安全管理	1.受注者は、「港湾海洋調査安全管理指針(一社)海洋調査協会」を参考にし、常に作業の安全に留意して事故及び災害の防止に努めるものとする。	諸基準類の改定に伴う修正
7	1	1	7106	5	(1)	安全管理	5.受注者は、次の場合、航行船舶に十分注意し、見張り等を強化するなど事故防止に努めるものとする。 (1)調査用作業船等が船舶の輻較している区域を航行する場合	7	1	1	7106	5	(1)	安全管理	5.受注者は、次の場合、航行船舶に十分注意し、見張り等を強化するなど事故防止に努めるものとする。 (1)調査用作業船等が船舶の輻較している区域を航行する場合	誤記修正
7	1	1	7108	3		委員会等の設置	3.委員会の審議の結果、条件変更の必要が生じた場合には、第1123条 契約変更の規定によるものとする。	7	1	1	7108	3		委員会等の設置	3.委員会の審議の結果、条件変更の必要が生じた場合には、第1122条 契約変更の規定によるものとする。	誤記修正
7	2	2	7211	2	(4)	水質調査	(4)受注者は、採取した試料に対し「表2-4水質試験方法」に定める前処理を施し、速やかに試験室に運搬しなければならない。	7	2	2	7211	2	(4)	水質調査	(4)受注者は、採取した試料に対し「表2-1水質試験方法」に定める前処理を施し、速やかに試験室に運搬しなければならない。	誤記修正
7	2	2	7212			分析	表2-1水質試験方法	7	2	2	7212			分析	表2-1水質試験方法・(年度の削除等)	国土交通省仕様書に準拠
7	2	2	7213			成果	成果物は、第7106条 成果を適用するものとする。	7	2	2	7213			成果	成果物は、第7206条 成果を適用するものとする。	誤記修正
7	2	3	7218			底質調査	表2-2底質試験方法	7	2	2	7218			分析	表2-2底質試験方法・(年度の削除等)	国土交通省仕様書に準拠



委託業務共通仕様書 新旧対照表

現行条文(R2.4)						新条文(R3.4)										
編	章	節	条	項	項以下	編集節条 (項目見出し)	現行条文	編	章	節	条	項	項以下	編集節条 (項目見出し)	新条文	改訂理由
7	2	3	7218			底質調査	注「環告第59号」とは、「水質汚濁に係る環境基準について」(環境庁告示第59号昭和46年12月28日)を示す。 「環告第64号」とは、「排水基準を定める省令の規定に基づく環境大臣が定める排水基準に係る検定方法」(環境庁告示第64号昭和49年9月30日)を示す。 「底質調査方法」とは、「底質調査方法」(環水管第127号環境庁水質保全局水質管理課通達昭和63年9月8日)を示す。	7	2	3	7218			底質調査	注「環告第59号」とは、「水質汚濁に係る環境基準について」(環境庁告示第59号昭和46年12月28日)を示す。 「環告第64号」とは、「排水基準を定める省令の規定に基づく環境大臣が定める排水基準に係る検定方法」(環境庁告示第64号昭和49年9月30日)を示す。 「底質調査方法」とは、「底質調査方法」(環水大発第120725002号平成24年8月8日)を示す。	諸基準類の改定に伴う修正
7	2	6	7241			悪臭調査	表2-5悪臭物質排出水成分濃度測定方法	7	2	6	7241			悪臭調査	表2-5悪臭物質排出水成分濃度測定方法** <b>(誤記修正)</b>	国土交通省仕様書に準拠
7	3	1	7305	1	(2)	分析、解析・考察	(2)受注者は、クロロフィルaの測定を測定・分析手引き書(海洋観測指針)に従って行わなければならない。 <b>洪水痕跡調査</b>	7	3	1	7305	1	(2)	分析、解析・考察	(2)受注者は、クロロフィルaの測定を測定・分析手引き書(海洋観測指針)に従って行わなければならない。	国土交通省仕様書に準拠
7	8	1	7802	2	(1)	設計計画及び資料収集・整理	2. 使用する基準及び図書 (1) 受注者は、「港湾の施設の技術上の基準・同解説(平成19年7月)(公社)日本港湾協会」に準拠し、設計業務を実施しなければならない。	7	8	1	7802	2	(1)	設計計画及び資料収集・整理	2. 使用する基準及び図書 (1) 受注者は、「港湾の施設の技術上の基準・同解説(平成30年5月)(公社)日本港湾協会」に準拠し、設計業務を実施しなければならない。	諸基準類の改定に伴う修正
7	8	2	7817	1		成果	1. 受注者は、 <b>基本</b> 設計の成果として、「表8-2 細部設計成果物項目」に示す内容の成果物を作成し、調査職員に提出しなければならない。	7	8	2	7817	1		成果	1. 受注者は、 <b>詳細</b> 設計の成果として、「表8-2 細部設計成果物項目」に示す内容の成果物を作成し、調査職員に提出しなければならない。	誤記修正
7	8	3	7821			設計計画	受注者は、設計に当り、事前に業務の目的、内容を把握し、業務の遂行に必要な計画を立案しなければならない。	7	8	3	7821			設計計画	受注者は、設計に当り、事前に業務の目的、内容を把握し、業務の遂行に必要な計画を立案しなければならない。 <b>なお、必要に応じ、第7802条 設計計画及び資料収集・整理を適用する。</b>	国土交通省仕様書に準拠
7	8	3	7824	1		成果	1. 受注者は、 <b>基本</b> 設計の成果として、「表8-3 実施設計成果物項目」に示す内容の成果物を作成し、調査職員に提出しなければならない。	7	8	3	7824	1		成果	1. 受注者は、 <b>実施</b> 設計の成果として、「表8-3 実施設計成果物項目」に示す内容の成果物を作成し、調査職員に提出しなければならない。	誤記修正
7	9	1	7901			適用の範囲		7	9	1	7901	9		適用の範囲	<b>9. 第7903条 現況特性の把握から第7907条 計画関連検討事項における検討結果についての照査に関する一般的事項は、第4710条 照査において取り扱うものとする。</b>	国土交通省仕様書に準拠
7	9	1	7902	2	(1)	計画準備	2. 使用する基準及び図書 (1) 受注者は、「港湾の施設の技術上の基準・同解説(平成19年7月)(公社)日本港湾協会」に準拠し、計画調査業務を実施しなければならない。	7	9	1	7902	2	(1)	計画準備	2. 使用する基準及び図書 (1) 受注者は、「港湾の施設の技術上の基準・同解説(平成30年5月)(公社)日本港湾協会」に準拠し、計画調査業務を実施しなければならない。	諸基準類の改定に伴う修正
7	9	2	7912			自然条件・社会条件の把握		7	9	2	7912			計画準備		国土交通省仕様書に準拠
7	9	2	7912			自然条件・社会条件の把握		7	9	2	7913			自然条件・社会条件の把握		国土交通省仕様書に準拠
7	9	2	7913			環境に関する現況把握		7	9	2	7914			環境に関する現況把握		国土交通省仕様書に準拠
7	9	2	7914			環境保全目標の検討		7	9	2	7915			環境保全目標の検討		国土交通省仕様書に準拠
7	9	2	7915			環境予測及び影響評価		7	9	2	7916			環境予測及び影響評価		国土交通省仕様書に準拠
7	9	2	7916			成果		7	9	2	7917			成果		国土交通省仕様書に準拠
7	9	2	7917			協議・報告		7	9	2	7918			協議・報告		国土交通省仕様書に準拠
7	9	2	7918			照査		7	9	2	1919			照査		国土交通省仕様書に準拠



委託業務共通仕様書 新旧対照表

現行条文(R2.4)						新条文(R3.4)						改訂理由				
編	章	節	条	項	項以下	編集節条 (項目見出し)	現行条文	編	章	節	条		項	項以下	編集節条 (項目見出し)	新条文
測量業務共通仕様書 共通編																
目次	1		1111			照査技術者及び照査の実施	第1111条 照査技術者及び照査の実施 ……測(共通)－5	目次	1		1110			照査技術者及び照査の実施	第1110条 照査技術者及び照査の実施 ……測(共通)－5	誤記修正
目次	1		1116			一時中止	第1116条 一時中止 ……測(共通)－11	目次	1		1126			一時中止	第1126条 一時中止 ……測(共通)－11	誤記修正
1	1		1102	12		用語の定義	12.「約款」とは、大分県土木設計業務等委託契約約款(平成29年大分県告示第230号)をいう。	1	1		1102	12		用語の定義	12.「約款」とは、大分県土木設計業務等委託契約約款(令和3年3月31日大分県告示第255号)をいう。	諸基準類の改定に伴う修正
1	1		1102	21	2			1	1		1102	22		用語の定義	22.「催告」とは、発注者又は受注者が相当の期間を定めて相手方に契約内容の履行を求めることをいう。	諸基準類の改定に伴う修正
1	1		1102	22		用語の定義	22.「請求」とは、発注者又は受注者が契約内容の履行あるいは変更に関して相手方に書面をもって行為、あるいは同意を求めることをいう。	1	1		1102	23		用語の定義	23.「請求」とは、発注者又は受注者が契約内容の履行あるいは変更に関して相手方に書面をもって行為、あるいは同意を求めることをいう。	軽微な修正
1	1		1102	23		用語の定義	23.「通知」とは、発注者若しくは調査職員が受注者に対し、又は受注者が発注者若しくは調査職員に対し、設計業務等に関する事項について、書面をもって知らせることをいう。	1	1		1102	24		用語の定義	24.「通知」とは、発注者若しくは調査職員が受注者に対し、又は受注者が発注者若しくは調査職員に対し、設計業務等に関する事項について、書面をもって知らせることをいう。	軽微な修正
1	1		1102	24		用語の定義	24.「報告」とは、受注者が調査職員に対し、設計業務等の遂行に関する事項について、書面をもって知らせることをいう。	1	1		1102	25		用語の定義	25.「報告」とは、受注者が調査職員に対し、設計業務等の遂行に関する事項について、書面をもって知らせることをいう。	軽微な修正
1	1		1102	25		用語の定義	25.「申出」とは、受注者が契約内容の履行あるいは変更に関し、発注者に対して書面をもって同意を求めることをいう。	1	1		1102	26		用語の定義	26.「申出」とは、受注者が契約内容の履行あるいは変更に関し、発注者に対して書面をもって同意を求めることをいう。	軽微な修正
1	1		1102	26		用語の定義	26.「承諾」とは、受注者が調査職員に対し、書面で申し出た設計業務等の遂行上必要な事項について、調査職員が書面により業務上の行為に同意することをいう。	1	1		1102	27		用語の定義	27.「承諾」とは、受注者が調査職員に対し、書面で申し出た設計業務等の遂行上必要な事項について、調査職員が書面により業務上の行為に同意することをいう。	軽微な修正
1	1		1102	27		用語の定義	27.「質問」とは、不明な点に関して書面をもって問うことをいう。	1	1		1102	28		用語の定義	28.「質問」とは、不明な点に関して書面をもって問うことをいう。	軽微な修正
1	1		1102	28		用語の定義	28.「回答」とは、質問に対して書面をもって答えることをいう。	1	1		1102	29		用語の定義	29.「回答」とは、質問に対して書面をもって答えることをいう。	軽微な修正
1	1		1102	29		用語の定義	29.「協議」とは、書面により契約図書協議事項について、発注者又は調査職員と受注者が対等の立場で合議することをいう。	1	1		1102	30		用語の定義	30.「協議」とは、書面により契約図書協議事項について、発注者又は調査職員と受注者が対等の立場で合議することをいう。	軽微な修正
1	1		1102	30		用語の定義	30.「提出」とは、受注者が調査職員に対し、設計業務等に係わる事項について書面又はその他の資料を説明し、差し出すことをいう。	1	1		1102	31		用語の定義	31.「提出」とは、受注者が調査職員に対し、設計業務等に係わる事項について書面又はその他の資料を説明し、差し出すことをいう。	軽微な修正
1	1		1102	31		用語の定義	31.「書面」とは、手書き、印刷等の伝達物をいい、発行年月日を記録し、署名又は捺印したものを有効とする。 (1)緊急を要する場合は、ファクシミリ又は電子メール等により伝達できるものとするが、後日有効な書面と差し換えるものとする。 (2)電子納品を行う場合は、別途、調査職員と協議するものとする。	1	1		1102	32		用語の定義	32.「書面」とは、手書き、印刷等の伝達物をいい、発行年月日を記録し、署名又は捺印したものを有効とする。また署名又は捺印した書面を電子化し、メール等で伝達したのものについても「書面」として認めるものとする。 (1)緊急を要する場合は、ファクシミリにより伝達できるものとする。 (2)電子納品を行う場合は、別途、調査職員と協議するものとする。	軽微な修正
1	1		1102	32		用語の定義	32.「検査」とは、契約図書に基づき、検査員が設計業務等の完了を確認することをいう。	1	1		1102	33		用語の定義	33.「検査」とは、契約図書に基づき、検査員が設計業務等の完了を確認することをいう。	軽微な修正
1	1		1102	33		用語の定義	33.「打合せ」とは、設計業務等を適正かつ円滑に実施するために管理技術者等と調査職員が面談により、業務の方針及び条件等の疑義を正すことをいう。	1	1		1102	34		用語の定義	34.「打合せ」とは、設計業務等を適正かつ円滑に実施するために管理技術者等と調査職員が面談により、業務の方針及び条件等の疑義を正すことをいう。	軽微な修正
1	1		1102	34		用語の定義	34.「修補」とは、発注者が検査時に受注者の負担に帰すべき理由による不良箇所を発見した場合に受注者が行うべき訂正、補正その他の措置をいう。	1	1		1102	35		用語の定義	35.「修補」とは、発注者が検査時に受注者の負担に帰すべき理由による不良箇所を発見した場合に受注者が行うべき訂正、補正その他の措置をいう。	軽微な修正
1	1		1102	35		用語の定義	35.「協力者」とは、受注者が設計業務等の遂行に当たって、再委託する者をいう。	1	1		1102	36		用語の定義	36.「協力者」とは、受注者が設計業務等の遂行に当たって、再委託する者をいう。	軽微な修正
1	1		1102	36		用語の定義	36.「使用人等」とは、協力者又はその代理人若しくはその使用人その他これに準ずるものをいう。	1	1		1102	37		用語の定義	37.「使用人等」とは、協力者又はその代理人若しくはその使用人その他これに準ずるものをいう。	軽微な修正
1	1		1102	37		用語の定義	37.「立会」とは、設計図書に示された事項について、受注者と調査職員が臨場し、内容を確認することをいう。	1	1		1102	38		用語の定義	38.「立会」とは、設計図書に示された事項について、受注者と調査職員が臨場し、内容を確認することをいう。	軽微な修正
1	1		1102	38		用語の定義	38.「了解」とは、契約図書に基づき、調査職員が受注者に指示した処理内容・回答に対して、理解して承認することをいう。	1	1		1102	39		用語の定義	39.「了解」とは、契約図書に基づき、調査職員が受注者に指示した処理内容・回答に対して、理解して承認することをいう。	軽微な修正
1	1		1102	39		用語の定義	39.「受理」とは、契約図書に基づき、受注者、調査職員が相互に提出された書面を受け取り、内容を把握することをいう。	1	1		1102	40		用語の定義	40.「受理」とは、契約図書に基づき、受注者、調査職員が相互に提出された書面を受け取り、内容を把握することをいう。	軽微な修正
1	1		1119	4		成果物の提出	4.受注者は、「大分県電子納品運用ガイドライン[大分県土木建築部建設政策課]【委託編】平成27年10月版」[「大分県農林水産部】【委託編】平成28年4月版】(以下「ガイドライン」という。))に基づいて作成した成果物を提出するものとする。	1	1		1119	4		成果物の提出	4.受注者は、「大分県電子納品運用ガイドライン[大分県土木建築部建設政策課]【委託編】平成29年4月版」[「大分県農林水産部】【委託編】平成30年11月版】(以下「ガイドライン」という。))に基づいて作成した成果物を提出するものとする。	諸基準類の改定に伴う修正

委託業務共通仕様書 新旧対照表

現行条文(R2.4)						新条文(R3.4)											
編	章	節	条	項	項以下	編集節条 (項目見出し)	現行条文	編	章	節	条	項	項以下	編集節条 (項目見出し)	新条文	改訂理由	
1	1		1133	10		個人情報の取扱い	10. 管理体制の整備 発注者は、この契約による事務に係る個人情報の管理に関する責任者を特定するなど管理体制を定め、第1114条で示す業務計画書に記載するものとする。	1	1		1133	10		個人情報の取扱い	10. 管理体制の整備 発注者は、この契約による事務に係る個人情報の管理に関する責任者を特定するなど管理体制を定め、第1114条で示す業務計画書に記載するものとする。		誤記修正
1	1		1134	5		安全等の確保	(1)受注者は、建設工事公衆災害防止対策要綱(建設省事務次官通達平成5年1月12日)を遵守して災害の防止に努めなければならない。	1	1		1134	5		安全等の確保	(1)受注者は、建設工事公衆災害防止対策要綱(国土交通省告示第496号 令和元年9月2日)を遵守して災害の防止に努めなければならない。		諸基準類の改定に伴う修正
1	1		1139	1	(1)	暴力団等の契約からの排除	(1)役員等(受注者が個人である場合にはその者を、受注者が法人である場合にはその役員又はその支店若しくは常時建設コンサルタント業務等の契約を締結する事務所の代表者をいう。以下この号において同じ。)が「暴力団員による不当行為の防止に関する法律」(平成9年法律第77号、以下この号において「暴力団対策法」という。)第2条第6号に規定する暴力団員(以下この号において「暴力団員」という。)であると認められるとき。	1	1		1139	1	(1)	暴力団等の契約からの排除	(1)役員等(受注者が個人である場合にはその者を、受注者が法人である場合にはその役員又はその支店若しくは常時建設コンサルタント業務等の契約を締結する事務所の代表者をいう。以下この号において同じ。)が「暴力団員による不当行為の防止に関する法律」(令和元年12月改正 法律第63号、以下この号において「暴力団対策法」という。)第2条第6号に規定する暴力団員(以下この号において「暴力団員」という。)であると認められるとき。		諸基準類の改定に伴う修正
測量業務共通仕様書 港湾編																	
1	1		2105	5	(1)	安全管理	(1)調査用作業船等が船舶の幅較している区域を航行する場合	1	1		2105	5	(1)	安全管理	(1)調査用作業船等が船舶の幅較している区域を航行する場合		誤記修正
1	2	1	2205	3	(3)	水深測量	(3)測深 ①測深機器 受注者は、音響測深機(単素子、多素子、スワス音響測深機含む)及びレーザー測深機、測鉛等により測深を行うものとし、使用する音響測深機は「表2-1音響測深機の性能(水深100m以浅)」に示す性能以上のものとする。	1	2		2205	3	(3)	水深測量	(3)測深 ①測深機器 受注者は、音響測深機(単素子、多素子、スワス音響測深機含む)及びレーザー測深機、測鉛等により測深を行うものとし、使用する音響測深機は「表2-1音響測深機の性能(水深100m未満)」に示す性能以上のものとする。		国土交通省仕様書に準拠
1	2	1	2205	3	(3)	水深測量	表2-1音響測深機の性能(水深100m未満)	1	2		2205	3	(3)	水深測量	表2-1音響測深機の性能(水深100m未満)・(一覽表の修正)		国土交通省仕様書に準拠
1	2	2	2212	4		水深測量	表2-2音響測深機の性能(水深100m未満)	1	2	2	2212	4		水深測量	表2-2音響測深機の性能(水深100m未満)・(一覽表の修正)		国土交通省仕様書に準拠
1	2	2	2212	6	(1)	水深測量	(1)航跡図の整理 受注者は、10cm間隔の格子点、水深測量に必要な基準点、海上測位点及び測深線を記入した航跡図を作成しなければならない。 ①海上測位点は、「・」又は「0」で示し、実線で結ぶものとする。	1	2	2	2212	6	(1)	水深測量	(1)航跡図の整理 受注者は、10cm間隔の格子点、水深測量に必要な基準点、海上測位点及び測深線を記入した航跡図を作成しなければならない。 ①海上測位点は、「・」又は「●」で示し、実線で結ぶものとする。		国土交通省仕様書に準拠
1	2	2	2214	2	(4)	成果	※4 驗潮機を設置した場合。	1	2	2	2214	2	(4)	成果	※4 檢潮機を設置した場合。		誤記修正
1	2	4	2224			地形測量	TS等を用いる方法による細部測量については、国土交通省公共測量作業規程による。 なお、国土交通省公共測量作業規程は、作業規程の準則(平成25年3月29日国土交通省告示第286号)を準用する。	1	2	4	2224			地形測量	TS等を用いる方法による細部測量については、国土交通省公共測量作業規程による。 なお、国土交通省公共測量作業規程は、作業規程の準則(平成28年3月31日国土交通省告示第565号)を準用する。		諸基準類の改定に伴う修正
地質調査業務等共通仕様書 第1編 共通編																	
目次	9		1905			解析	第1905条 解析 ……………地(共通)	目次	9		1905			雨量観測	第1905条 雨量観測 ……………地(共通)		誤記修正
目次	9		1906			対策工法選定	第1906条 対策工法選定 ……………地(共通)	目次	9		1906			解析	第1906条 解析 ……………地(共通)		誤記修正
目次	9		1907			報告書作成	第1907条 報告書作成 ……………地(共通)	目次	9		1907			対策工法選定	第1907条 対策工法選定 ……………地(共通)		
目次								目次	9		1908			報告書作成	第1908条 報告書作成 ……………地(共通)		誤記修正
1	1		1102	12		用語の定義	12.「約款」とは、大分県土木設計業務等委託契約約款(平成29年大分県告示第230号)をいう。	1	1		1102	12		用語の定義	12.「約款」とは、大分県土木設計業務等委託契約約款(令和3年3月31日大分県告示第255号)をいう。		諸基準類の改定に伴う修正
1	1		1102	21	2			1	1		1102	22		用語の定義	22.「催告」とは、発注者又は受注者が相当の期間を定めて相手方に契約内容の履行を求めることをいう。		諸基準類の改定に伴う修正
1	1		1102	22		用語の定義	22.「請求」とは、発注者又は受注者が契約内容の履行あるいは変更に関して相手方に書面をもって行為、あるいは同意を求めることをいう。	1	1		1102	23		用語の定義	23.「請求」とは、発注者又は受注者が契約内容の履行あるいは変更に関して相手方に書面をもって行為、あるいは同意を求めることをいう。		軽微な修正
1	1		1102	23		用語の定義	23.「通知」とは、発注者若しくは調査職員が受注者に対し、又は受注者が発注者若しくは調査職員に対し、設計業務等に関する事項について、書面をもって知らせることとする。	1	1		1102	24		用語の定義	24.「通知」とは、発注者若しくは調査職員が受注者に対し、又は受注者が発注者若しくは調査職員に対し、設計業務等に関する事項について、書面をもって知らせることとする。		軽微な修正
1	1		1102	24		用語の定義	24.「報告」とは、受注者が調査職員に対し、設計業務等の遂行に関する事項について、書面をもって知らせることをいう。	1	1		1102	25		用語の定義	25.「報告」とは、受注者が調査職員に対し、設計業務等の遂行に関する事項について、書面をもって知らせることをいう。		軽微な修正

委託業務共通仕様書 新旧対照表

現行条文(R2.4)						新条文(R3.4)										
編	章	節	条	項	項以下	編集節条 (項目見出し)	現行条文	編	章	節	条	項	項以下	編集節条 (項目見出し)	新条文	改訂理由
1	1		1102	25		用語の定義	25.「申出」とは、受注者が契約内容の履行あるいは変更に関し、発注者に対して書面をもって同意を求めることをいう。	1	1		1102	26		用語の定義	26.「申出」とは、受注者が契約内容の履行あるいは変更に関し、発注者に対して書面をもって同意を求めることをいう。	軽微な修正
1	1		1102	26		用語の定義	26.「承諾」とは、受注者が調査職員に対し、書面で申し出た設計業務等の遂行上必要な事項について、調査職員が書面により業務上の行為に同意することをいう。	1	1		1102	27		用語の定義	27.「承諾」とは、受注者が調査職員に対し、書面で申し出た設計業務等の遂行上必要な事項について、調査職員が書面により業務上の行為に同意することをいう。	軽微な修正
1	1		1102	27		用語の定義	27.「質問」とは、不明な点に関して書面をもって問うことをいう。	1	1		1102	28		用語の定義	28.「質問」とは、不明な点に関して書面をもって問うことをいう。	軽微な修正
1	1		1102	28		用語の定義	28.「回答」とは、質問に対して書面をもって答えることをいう。	1	1		1102	29		用語の定義	29.「回答」とは、質問に対して書面をもって答えることをいう。	軽微な修正
1	1		1102	29		用語の定義	29.「協議」とは、書面により契約図書協議事項について、発注者又は調査職員と受注者が対等の立場で合議することをいう。	1	1		1102	30		用語の定義	30.「協議」とは、書面により契約図書協議事項について、発注者又は調査職員と受注者が対等の立場で合議することをいう。	軽微な修正
1	1		1102	30		用語の定義	30.「提出」とは、受注者が調査職員に対し、設計業務等に係わる事項について書面又はその他の資料を説明し、差し出すことをいう。	1	1		1102	31		用語の定義	31.「提出」とは、受注者が調査職員に対し、設計業務等に係わる事項について書面又はその他の資料を説明し、差し出すことをいう。	軽微な修正
1	1		1102	31		用語の定義	31.「書面」とは、手書き、印刷等の伝達物をいい、発行年月日を記録し、署名又は捺印したものを有効とする。 (1)緊急を要する場合は、ファクシミリ又は電子メール等により伝達できるものとするが、後日有効な書面と差し換えるものとする。 (2)電子納品を行う場合は、別途、調査職員と協議するものとする。	1	1		1102	32		用語の定義	32.「書面」とは、手書き、印刷等の伝達物をいい、発行年月日を記録し、署名又は捺印したものを有効とする。また署名又は捺印した書面を電子化し、メール等で伝達したのものについても「書面」として認めるものとする。 (1)緊急を要する場合は、ファクシミリにより伝達できるものとする。 (2)電子納品を行う場合は、別途、調査職員と協議するものとする。	軽微な修正
1	1		1102	32		用語の定義	32.「照査」とは、受注者が、発注条件、設計の考え方、構造細目等の確認及び計算書等の検査等の成果の確認をすることをいう。	1	1		1102	33		用語の定義	33.「照査」とは、受注者が、発注条件、設計の考え方、構造細目等の確認及び計算書等の検査等の成果の確認をすることをいう。	軽微な修正
1	1		1102	33		用語の定義	33.「検査」とは、契約図書に基づき、検査員が設計業務等の完了を確認することをいう。	1	1		1102	34		用語の定義	34.「検査」とは、契約図書に基づき、検査員が設計業務等の完了を確認することをいう。	軽微な修正
1	1		1102	34		用語の定義	34.「打合せ」とは、設計業務等を適正かつ円滑に実施するために管理技術者等と調査職員が面談により、業務の方針及び条件等の疑義を正すことをいう。	1	1		1102	35		用語の定義	35.「打合せ」とは、設計業務等を適正かつ円滑に実施するために管理技術者等と調査職員が面談により、業務の方針及び条件等の疑義を正すことをいう。	軽微な修正
1	1		1102	35		用語の定義	35.「修補」とは、発注者が検査時に受注者の負担に帰すべき理由による不良箇所を発見した場合に受注者が行うべき訂正、補足その他の措置をいう。	1	1		1102	36		用語の定義	36.「修補」とは、発注者が検査時に受注者の負担に帰すべき理由による不良箇所を発見した場合に受注者が行うべき訂正、補足その他の措置をいう。	軽微な修正
1	1		1102	36		用語の定義	36.「協力者」とは、受注者が設計業務等の遂行に当たって、再委託する者をいう。	1	1		1102	37		用語の定義	37.「協力者」とは、受注者が設計業務等の遂行に当たって、再委託する者をいう。	軽微な修正
1	1		1102	37		用語の定義	37.「使用人等」とは、協力者又はその代理人若しくはその使用人その他これに準ずるものをいう。	1	1		1102	38		用語の定義	38.「使用人等」とは、協力者又はその代理人若しくはその使用人その他これに準ずるものをいう。	軽微な修正
1	1		1102	38		用語の定義	38.「立会」とは、設計図書に示された事項について、受注者と調査職員が臨場し、内容を確認することをいう。	1	1		1102	39		用語の定義	39.「立会」とは、設計図書に示された事項について、受注者と調査職員が臨場し、内容を確認することをいう。	軽微な修正
1	1		1102	39		用語の定義	39.「了解」とは、契約図書に基づき、調査職員が受注者に指示した処理内容・回答に対して、理解して承認することをいう。	1	1		1102	40		用語の定義	40.「了解」とは、契約図書に基づき、調査職員が受注者に指示した処理内容・回答に対して、理解して承認することをいう。	軽微な修正
1	1		1102	40		用語の定義	40.「受理」とは、契約図書に基づき、受注者、調査職員が相互に提出された書面を受け取り、内容を把握することをいう。	1	1		1102	41		用語の定義	41.「受理」とは、契約図書に基づき、受注者、調査職員が相互に提出された書面を受け取り、内容を把握することをいう。	軽微な修正
1	1		1111	3		提出書類	また、本業務の完了後において訂正または削除する場合においても同様に、テキストから発注者にメール送信し、速やかに発注者の確認を受けた上で、登録期間に登録申請しなければならない。	1	1		1111	3		提出書類	また、本業務の完了後において訂正または削除する場合においても同様に、テキストから発注者にメール送信し、速やかに発注者の確認を受けた上で、登録期間に登録申請しなければならない。	誤記修正
1	1		1118	4		成果物の提出	4. 受注者は、「大分県電子納品運用ガイドライン〔大分県土木建築部建設政策課〕【委託編】平成27年10月版」〔大分県農林水産部〕【委託編】平成28年4月版) (以下「ガイドライン」といふ。))に基づいて作成した成果物を提出するものとする。	1	1		1118	4		成果物の提出	4. 受注者は、「大分県電子納品運用ガイドライン〔大分県土木建築部建設政策課〕【委託編】平成29年4月版)〔大分県農林水産部〕【委託編】平成30年11月版) (以下「ガイドライン」といふ。))に基づいて作成した成果物を提出するものとする。	諸基準類の改定に伴う修正
1	1		1133	1	(1)	安全等の確保	(1)受注者は、「土木工事安全施工技術指針」(国土交通省大臣官房技術審議官通達平成21年3月31日)を参考にして、常に調査の安全に留意し現場管理を行い災害の防止を図らなければならない。	1	1		1133	1	(1)	安全等の確保	(1)受注者は、「土木工事安全施工技術指針」(国土交通省大臣官房技術審議官通達令和2年3月)を参考にして、常に調査の安全に留意し現場管理を行い災害の防止を図らなければならない。	諸基準類の改定に伴う修正
1	1		1133	5	(1)	安全等の確保	(1)受注者は、建設工事公衆災害防止対策要綱(建設省事務次官通達平成5年1月12日)を遵守して災害の防止に努めなければならない。	1	1		1133	5	(1)	安全等の確保	(1)受注者は、建設工事公衆災害防止対策要綱(国土交通省告示第496号令和元年9月2日)を遵守して災害の防止に努めなければならない。	諸基準類の改定に伴う修正
1	1		1138	1	(1)	暴力団等の契約からの排除	(1)役員等(受注者が個人である場合にはその者を、受注者が法人である場合にはその役員又はその支店若しくは常時建設コンサルタント業務等の契約を締結する事務所の代表者をいう。以下この号において同じ。)が「暴力団員による不当行為の防止に関する法律」(平成3年法律第77号、以下この号において「暴力団対策法」といふ。)第2条第6号に規定する暴力団員(以下この号において「暴力団員」といふ。)であると認められるとき。	1	1		1138	1	(1)	暴力団等の契約からの排除	(1)役員等(受注者が個人である場合にはその者を、受注者が法人である場合にはその役員又はその支店若しくは常時建設コンサルタント業務等の契約を締結する事務所の代表者をいう。以下この号において同じ。)が「暴力団員による不当行為の防止に関する法律」(令和元年12月改正 法律第63号、以下この号において「暴力団対策法」といふ。)第2条第6号に規定する暴力団員(以下この号において「暴力団員」といふ。)であると認められるとき。	諸基準類の改定に伴う修正

委託業務共通仕様書 新旧対照表

現行条文(R2.4)						新条文(R3.4)										
編	章	節	条	項	項以下	編集節条 (項目見出し)	現行条文	編	章	節	条	項	項以下	編集節条 (項目見出し)	新条文	改訂理由
1	1		1204	1	(2)	成果物の提出	(2)作業時の記録及びコアの観察によって得た事項は、「大分県電子納品運用ガイドライン〔大分県土木建築部建設政策課〕【委託編】平成27年10月版」〔大分県農林水産部〕【委託編】平成28年4月版」に従い柱状図に整理し提出するものとする。	1	1		1204	1	(2)	成果物の提出	(2)作業時の記録及びコアの観察によって得た事項は、「大分県電子納品運用ガイドライン〔大分県土木建築部建設政策課〕【委託編】平成29年4月版」〔大分県農林水産部〕【委託編】平成30年11月版」に従い柱状図に整理し提出するものとする。	諸基準類の改定に伴う修正
1	4	5	1414	3		試験等	3. コーンに付着した土の観察、ロッドに付着した地下水位の状況、傾斜地作業では斜面の <b>確度</b> をできるかぎり記録するものとする。	1	4	5	1414	3		試験等	3. コーンに付着した土の観察、ロッドに付着した地下水位の状況、傾斜地作業では斜面の <b>傾斜角度</b> をできるかぎり記録するものとする。	誤記修正
1	8	1	1802	7		業務内容	7. 報告書作成 調査結果の評価、考察、検討を整理して報告書としてとりまとめるものとする。	1	8	1	1802	7		業務内容	7. 照査 計画準備、測線設定、観測、解析について照査するものとする。	国土交通省仕様書に準拠
1	8	1	1802			業務内容		1	8	1	1802	8		業務内容	8. 報告書作成 調査結果の評価、考察、検討を整理して報告書としてとりまとめるものとする。	国土交通省仕様書に準拠
1	9	1	1905			解析		1	9	1	1905			雨量観測	地すべりの変動と降雨量との相関関係を把握するために、降雨量を計測する。	国土交通省仕様書に準拠
1	9	1	1906			対策工法選定		1	9	1	1906			解析		国土交通省仕様書に準拠
1	9	1	1907			報告書作成		1	9	1	1907			対策工法選定		国土交通省仕様書に準拠
1	9							1	9	1	1908			報告書作成		国土交通省仕様書に準拠
<b>地質調査業務等共通仕様書 第2編 港湾編</b>																
2	1		2105	1		安全管理	1. 受注者は、「港湾海洋調査安全管理指針(社)海洋調査協会」を参考にし、常に作業の安全に留意して事故及び災害の防止に努めるものとする。	2	1		2105	1		安全管理	1. 受注者は、「港湾海洋調査安全管理指針(一社)海洋調査協会」を参考にし、常に作業の安全に留意して事故及び災害の防止に努めるものとする。	諸基準類の改定に伴う修正
2	1		2105	5	(1)	安全管理	(1)調査用作業船等が船舶の輻射している区域を航行する場合	2	1		2105	5	(1)	安全管理	(1)調査用作業船等が船舶の輻射している区域を航行する場合	誤記修正
2	2	1	2211	2	(2)	成 果	(2)受注者は、成果物として次に掲げる内容を記載した報告書を調査職員に提出しなければならない。 ・件名・調査場所・調査期間・調査位置図・土層断面図・土質柱状図・土質試験結果・サンプリング記録	2	2	1	2211	2	(2)	成 果	(2)受注者は、成果物として次に掲げる内容を記載した報告書を調査職員に提出しなければならない。 ・件名・調査場所・調査期間・調査位置図・土層断面図・土質柱状図・土質試験結果・サンプリング記録・ <b>土質定数深度分布(土性図)</b>	国土交通省仕様書に準拠
2	2	2	2216	4	(3)	音波探査	2)測深 ①測深機器 受注者は、音響測深機(単素子、多素子、スワス音響測深機含む)及びレーザー測深機、測鉛等により測深を行うものとし、使用する音響測深機は「表2-1音響測深機の性能(水深100m <b>以浅</b> )」に示す性能以上のものとする。	2	2	2	2216	4	(3)	音波探査	2)測深 ①測深機器 受注者は、音響測深機(単素子、多素子、スワス音響測深機含む)及びレーザー測深機、測鉛等により測深を行うものとし、使用する音響測深機は「表2-5音響測深機の性能(水深100m <b>未満</b> )」に示す性能以上のものとする。	誤記修正
2	2	2	2216	4	(3)	音波探査	「表2-1音響測深機の性能(水深100m未満)」	2	2	2	2216	4	(3)	音波探査	「表2-5音響測深機の性能(水深100m未満)」	軽微な修正
2	2	2	2216	4	(3)	音波探査	表2-5音響測深機の性能(水深100m未満)	2	2	2	2216	4	(3)	音波探査	表2-5音響測深機の性能(水深100m未満)・ <b>(一覽表の修正)</b>	国土交通省仕様書に準拠
2	2	2	2216	4	(3)	音波探査	②測深及び水深改正 イ)受注者は、音響測深法によって得られた水深値について潮位、音速度、 <b>吃水</b> 等より諸改正を行わなければならない。	2	2	2	2216	4	(3)	音波探査	②測深及び水深改正 イ)受注者は、音響測深法によって得られた水深値について潮位、音速度、 <b>喫水</b> 等より諸改正を行わなければならない。	誤記修正